

# 萩市立育英小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月6日

本方針は、いじめ防止対策推進法により、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、育英小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定した。

## 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

- 1 一定の人的関係のある他の児童とは
  - ・同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団などを指す
- 2 心理的な影響を与える行為とは
  - ・仲間はずれや集団による無視など、直接的に関わるものではないが心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えているものも含む
- 3 物理的な影響を与える行為とは
  - ・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する
  - ・外見的には、けんかやふざけ合いのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である
- 4 心身の苦痛を感じているものとは
  - ・いじめには、多様な様態がある（インターネット上のいじめを含む）ことに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにする。

（山口県教育委員会「いじめの認知について〈取組への認識と姿勢〉」による）

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

## 【いじめの基本認識】

- 1 いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ
- 2 いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う
- 3 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する
- 4 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内の温かな人間関係を築く
- 5 いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる
- 6 いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保證するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力して、解決にあたる

### 【いじめ対応への姿勢】

- 1 教職員は、いじめの発見・解消に向けて児童生徒、保護者に積極的に関わる
- 2 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、管理職及び生徒指導主任・学年主任へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、学校全体で組織的に対応する
- 3 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する
- 4 学校だけでは解決が困難な事案については、スクールカウンセラーや関係機関等と連携する
- 5 いじめられている児童生徒の立場に立って指導・援助を行う
- 6 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す
- 7 いじめへの対応は、学校及び教職員の児童生徒観や生徒指導の在り方が問われる重要な問題であることを、全教職員が認識する

(「問題行動等対応マニュアル」より)

### いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

#### 1 いじめ防止等のための組織

##### ①いじめ防止対策校内委員会（いくえい委員会）

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策校内委員会」を設置し、月に1回実施する。なお、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

##### 【構成員】

全職員

##### 【活動】

- いじめ防止に関すること（取組についての検討・評価・改善）
- いじめの早期発見に関すること（アンケート結果の分析等）
- いじめ事案に対する対応に関すること（方針及び対応の確認）
- 要配慮児童の情報交換、支援方針決定

##### ②いじめ防止対策拡大委員会

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策拡大委員会」を設置し、学期に1回実施する。

##### 【構成員】

全職員、スクールカウンセラー、児童クラブ指導員、放課後子ども教室

##### 【活動】

- いじめ防止に関すること（取組についての検討・評価・改善）
- いじめ事案に対する対応に関すること（方針及び対応方法の決定）
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に対する児童理解を深めること  
(再発を防止するための取組も含めて検討)
- 学校の基本方針の点検と見直しに関すること

## 2 いじめの防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

#### ① 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- 委員会活動・クラブ活動の実施【通年】
- 縦割り清掃活動の実施【通年】
- 児童集会活動の実施
- 全校遊び、縦割り班遊びの実施

#### ② 教職員が主体となった活動

ア 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりをめざす。

- 一人ひとりの実態に応じたわかる授業の展開【通年】
- 規律ある生活習慣の育成【通年】

イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、児童に寄り添った相談体制づくりをめざす。

- 「週末アンケート(わくわく1週間)」を活用した相談しやすい環境づくり

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- 教科や特別活動、道徳や総合的な学習の時間を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定【通年】
- 人権教育週間の設定【人権教育参観日】

エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携した活動に取り組む。

- P T A総会での学校の方針説明【総会】
- 学校通信などを活用したいじめの防止活動の報告【通年】
- 参観日の実施【通年】
- 保護者や教職員を対象とした研修会の開催【参観日】
- 集団登校時・集団下校時の見守り活動【通年】
- 須佐地域生徒指導推進協議会【年4回】

### (2) いじめの早期発見

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、その情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見ぬく目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ① 日常的な行動観察
- ② 学級担任へ提出する日記等からの情報収集
- ③ 登下校中の様子の観察・聞き取り
- ④ 定期的なアンケート調査の実施
- ⑤ 生徒指導主任や教育相談担当、学級担任、養護教諭等の関係教職員による定期的な情報交換の実施
- ⑥ 児童からの情報収集や保護者との情報交換  
(日常的な健康アンケートや個人面談)

(3) 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、「いくえい委員会」が中心となり、分かった時点で早急に事実関係の把握し、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、萩市教育委員会と連携を図り、対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

① いじめ問題の対処の流れ

いじめ認知時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報者の安全を確保した上で、状況の詳細を把握し、記録する。(5W1H)</li> <li>・管理職、生徒指導主任等へ、分かっている範囲で事実のみを正確に伝える。</li> </ul>
調査方針協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会、事案によっては職員会議を開催し、対応策の検討や全教職員への周知等を行う。</li> </ul>
当事者・周囲からの聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童、加害児童、周囲の児童から複数の教員で対応する。</li> <li>・学校として、揺るぎない事実を把握する。</li> </ul>
対応方針協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いくえい委員会において、指導、支援を検討する。</li> <li>・事案によって、職員会議で全教職員の周知と共通理解、今後の対応の検討や役割分担を行う。</li> </ul>
児童・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童には、共感的理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢で指導、支援する。</li> <li>・事実を確認後、できる限り早期に保護者に正確に伝える。保護者の心情を共感的に理解しながら指導、支援の在り方を説明する。</li> </ul>
学級(周囲の)への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「周りではやしたてる」「見て見ぬ振りをする」ことは、「いじめをすることと同じである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許されないという校内の雰囲気作りに努める。</li> </ul>
アフターケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係児童の事後の様子を継続的に注視し、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、両者の関係修復を図るなど、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行う。</li> </ul>

参考「問題行動等対応マニュアル」での対応

## ② いじめ対応の留意点

- ア 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いくえい委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童等関係者のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- イ 被害児童に対して事実確認を行う際には、その出来事を思い出すこと自体が精神的負担をかけることに十分配慮する。
- ウ 被害児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- エ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- オ 校長は、必要があると認めるときは、加害児童については加害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- カ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- キ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

(「問題行動等対応マニュアル」、「山口県いじめ防止基本方針」より)

## ③ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。判断の際は、いくえい委員会を設け、複数の角度から情報を集め、慎重に判断していく。

### □ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3ヶ月間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### □ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・ 本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により認識する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その

安心・安全を確保する責任を有する。

上記のいじめが、「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎない。本校は、少人数のため、交友関係が固定化する傾向にあると言える。そのため、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、子どもたちの言動を日常的に注意深く観察する必要がある。

#### (4) 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対処する。

##### □ 重大事態の判断

「重大事態」とは、以下の場合をいう。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。

- ・ 児童が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大に被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

※ 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

##### □ 重大事態への対応

- 学校または教育委員会が重大事態であると判断したときは、教育委員会と相談しながら、調査の主体を確認し、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係るいじめの全容解明を基本姿勢と

して、迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

- 学校が調査主体の場合は、いくえい委員会が中核となり、SC や SSW との連携はもとより、外部専門家の参加を図ることにより、中立性、公平性を確保した上で調査を行う。
  - いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討する。
  - いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等について、個人情報に十分留意した上で、適時・適切に説明を行う。
- 留意すべき事項
- 調査を実施する際には、学校は、積極的に資料を提供するとともに、児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合うことが重要である。
  - 重大事態が起こった場合は、いじめを受けた児童はもとより、関係のあった児童は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めることが重要である。